

※ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。  
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

## 令和元年度

# 定期監査(前期)結果報告書

令和元年 9 月

新 宿 区 監 査 委 員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和元年度定期監査（前期）の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、平成 31 年 4 月 30 日までは有馬としろう前監査委員が、令和元年 6 月 18 日までは岩田一喜前監査委員が関与した。

また、令和元年 6 月 12 日からは豊島あつし監査委員が、同月 19 日からは國井政利監査委員が関与した。

令和元年 9 月 12 日

新宿区監査委員	白 井	裕 子
同	濱 田	幸 二
同	國 井	政 利
同	豊 島	あつし

## 1 実施期間

平成 31 年 4 月 3 日（水）から令和元年 8 月 23 日（金）まで

## 2 監査対象部局等

総合政策部、総務部、地域振興部、文化観光産業部、福祉部、子ども家庭部、健康部、みどり土木部、環境清掃部、都市計画部、会計室、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局

（注）子ども家庭部には子ども総合センターを、教育委員会事務局には中央図書館を含む。

## 3 監査事項

平成 30 年度における予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について監査を実施した。なお、現金等の管理については、平成 31 年度又は令和元年度における監査実施日の状況を監査した。

また、「保守点検委託の履行確認について」を重点事項として監査した。

## 4 監査の方法

監査委員は、別表 1 のとおり、各部局等から関係部課長等の出席を求め、決算審査と併せて監査を実施した。また、別表 2 のとおり、本庁外職場の現地監査を行った。監査委員の命を受けた事務局職員は、監査資料、関係書類、帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、別表 3、4 のとおり監査を実施した。

## 5 監査の結果

平成 30 年度における予算及び事務事業の執行並びに財産及び物品の管理は、次に述べる「指摘事項」を除き、おおむね適正に行われているものと認められた。

また、重点事項については、後記「6 重点事項」のとおりであり、次に述べる「指摘事項」を除き、おおむね適正に行われているものと認められた。

## 【指摘事項】

### 総務部

#### ◎ 履行確認を適正にされたいもの

人事課（以下「課」という。）では、委託契約を締結し、本庁舎食堂厨房内にある生ごみ処理機の保守点検を行っていた。

本契約では年6回の保守点検を実施し、仕様書により作業報告書を提出することとなっていた。保守点検は契約のとおり6回行われていたが、そのうち1回分の作業報告書しか提出されておらず、残りの5回分については作業報告書の提出を求めていなかったため、それに基づく履行確認は行われなまま代金が支払われていた。

新宿区契約事務規則第58条では、契約に基づく給付の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行わなければならないと定められている。しかしながら、課は、作業報告書による履行確認を行っていないにもかかわらず、代金の支払手続を行っており、これは不適正な処理と言わざるを得ない。

課においては、財務会計に関する基本的な手順を理解し、契約に基づく作業報告書により履行確認を適正にされたい。

## 【指摘事項】

### みどり土木部

#### ◎ 契約内容の変更手続を適正にされたいもの

道路課（以下「課」という。）では、国が所管し、新宿区が管理する新宿駅東南口のエスカレーター2基について、保守点検委託契約を締結し、毎月、仕様書に基づく点検・保守を行っていた。

このうち、エスカレーター2号機（以下「2号機」という。）が、頻繁に緊急停止するようになったため、平成30年11月4日にその運転を停止した。その後、修理には長期間を要することが判明したため、運転停止期間中の2号機の点検・保守については、同年12月10日付けの課から受託者への指示書により、同月以降の4か月間は、清掃及び目視による確認等を行う旨業務内容が変更されていた。

本契約の約款第12条第1項では、契約内容の変更について、「甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる」と規定されている。また、契約事務の手引きでは、契約変更について、事業課における契約変更に係る事案の決定後、受託者との間で、書面の取り交わしを行うこととされている。

運転停止期間中の2号機の点検・保守については、指示書により仕様書に定める業務内容を変更しているが、これは本契約の約款における契約内容の変更にあたるため、その点について受託者と協議の上、書面を取り交わすべきであった。また、指示書による業務内容の変更後も、本契約に提示されている月別の保守点検料を支出していたが、保守点検料の変更の有無についても、受託者と協議した結果を書面により明らかにすべきであった。こうした点から、契約内容の変更手続を課からの指示書のみで行い、その協議の結果を明らかにした書面を取り交わさなかったことは、契約に関する事務処理として不適正である。

課においては、契約に関する基本的な手続を理解し、契約内容の変更手続を適正にされたい。

## 【指摘事項】

### 環境清掃部

#### ◎ 契約事務の処理を適正にされたいもの

ごみ減量リサイクル課（以下「課」という。）では、住宅地図の購入について、平成30年11月26日に複数の事業者より見積書を徴取し、同月28日に契約を締結していたが、実際には、契約締結日前の同月2日に納品されていた。

本件は、契約行為を行わないまま物品の納入を行わせ、その後に契約を締結して購入代金を支払ったものであり、これは不適正な処理と言わざるを得ない。

新宿区契約事務規則第40条第1項では、随意契約を行おうとするときは、見積競争により行わなければならないと定められている。本件は、10万円以上の物品購入であり、課では複数の見積書を徴取していたが、契約締結前に既に納品されていたため、当該事業者を事実上選定せざるを得ないものであった。これは本規定をないがしろにするものであり、契約の透明性や公平性、経済性、競争性の観点からも不適正である。

課においては、財務会計に関する基本的な手順を理解するとともに、契約事務に関する法令等の遵守を徹底し、契約事務の処理を適正にされたい。

## 【指摘事項】

### 選挙管理委員会事務局

#### ◎ 契約内容の変更手続を適正にされたいもの

選挙管理委員会事務局（以下「局」という。）では、委託契約を締結し、平成30年11月11日の開票に向けた新宿区長選挙における自書式投票用紙分類機の保守点検を行っていた。

本契約は、平成30年9月25日付けで締結を行い、契約期間の終了日を同年10月5日と設定していたが、実際の保守点検は、契約期間後の同月22日に行われており、そのための契約内容の変更も特段行われていなかった。

本契約の約款第10条では、業務を指定期日までに終了することができない場合の指定期日の延長について定められており、同約款第12条第1項では、契約内容の変更について、「甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる」と規定されている。

局は、契約期間内に業務の履行が完了しないこのような状況から、本来であれば、受託者と協議を行い、契約期間を延長する等の契約内容の変更を行った上で、新たに設定した契約期間内に保守点検を行わせるべきであったが、こうした事務処理を怠り、契約期間後に保守点検を行わせていたことは、契約に関する事務処理として不適正である。

局においては、契約に関する基本的な手続を理解し、契約内容の変更手続を適正にされたい。

なお、今般、契約内容の変更を行わなかったことに起因して、本契約代金の支払の際に、履行完了検査日を契約期間の終了日である平成30年10月5日と表示し、事実と異なる処理を行わざるを得なかった点からも、適正な事務の執行に十分留意されたい。

## 6 重点事項

### (1) テーマ

保守点検委託の履行確認について

### (2) 監査の観点

区は、様々な設備や機器等を管理しているが、これらの保守点検は、その多くが業務委託により行われている。そのため、区民サービスを安全かつ適切に提供するためには、契約における履行内容を十分に確認するとともに、点検結果に基づく修繕等の適切な対応が求められる。

しかしながら、昨年度の定期監査では、保守点検結果報告書の未受理により履行確認がされておらず、実際の履行もなされていないものを指摘事項としたところである。

今回の監査では、こうした状況を踏まえ、保守点検委託における履行確認が適切に行われているかを、重点事項として監査を行った。

### (3) 監査対象

平成 30 年度中に行われた保守点検委託契約を対象とした。

### (4) 主な着眼点

- ア 契約書等において履行内容が明確になっているか。
- イ 契約書等に基づき履行確認が適切に行われているか。
- ウ 点検結果報告書等の内容に適切に対応しているか。



## (5) 保守点検委託の履行確認の状況

保守点検委託の履行確認についての着眼点別の状況は、次のとおりであった。

対象部局等	監査対象 契約数	履行内容	履行確認	報告内容への対応
総合政策部	1	明確	適切	適切
総務部	49	明確	不適切 (2)	不適切 (1)
地域振興部	130	不明確 (2)	適切	適切
文化観光産業部	5	明確	適切	適切
福祉部	22	明確	適切	適切
子ども家庭部	26	不明確 (2)	適切	適切
健康部	40	明確	適切	適切
みどり土木部	14	明確	適切	適切
環境清掃部	7	明確	適切	適切
都市計画部	2	明確	適切	適切
会計室	0	—	—	—
議会事務局	0	—	—	—
教育委員会事務局	65	不明確 (1)	適切	適切
選挙管理委員会事務局	6	明確	不適切 (1)	適切
監査事務局	0	—	—	—
合計	367	不明確 (5)	不適切 (3)	不適切 (1)

(注1) 監査対象となっている本庁外職場を含む。

(注2) ( ) 内の数字は件数を示す。

## (6) 主な着眼点別確認結果

ア 契約書等において履行内容が明確になっているか。

各所属において、おおむね履行内容は明確になっていたが、仕様書の添付がないものや、請書兼請求書の仕様欄に履行内容が記載されていないものが5件見られた。

イ 契約書等に基づき履行確認が適切に行われているか。

履行確認の時期については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条において、「給付の完了の確認又は検査の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならない」と定められている。各所属において、おおむね適切に行われていたが、この期間を超えているものが1件見られた。

また、報告書が未提出で、それに基づく履行確認が行われずまま代金が支払われていたもの、契約期間後に履行がされ、その履行確認を遡って行ったものについては、前記のとおり、指摘事項とした。

その他に、履行確認は適切に行われているものの、履行の時期や報告書の提出が遅れているものも見られた。

ウ 点検結果報告書等の内容に適切に対応しているか。

各所属において、点検結果報告書等に記載された改善事項等にそれぞれ適切に対応していた。設備や機器等の状態により、修繕を行ったもの、今後の修繕計画を立てているもの、経過観察としているものがあった。ただし、前述イの報告書が未提出だった1件については、報告書に基づく対応等も取れないため、不適切とした。

## 7 まとめ

今回の定期監査に当たっては、予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について、関係書類や帳票等を調査するとともに、決算審査との連携を図りながら、本区の事務事業等が、適正かつ効率的に執行されているかを検証した。

さらに、継続性のある監査の観点から、過去に改善を要望した事項について、その改善状況を確認した。

監査の結果、公表する指摘事項は、前述のとおり4件である。

なお、公表までは至らないが、改善を要望した主な事項については、以下のとおりである。

### (1) 重点事項「保守点検委託の履行確認」について

保守点検委託の履行内容が、仕様書等で明確になっていないものが5件あった。これらについては、履行内容は事前に受託者と口頭で打合せを行い、履行完了後はそれに基づいた点検結果報告書が提出されていた。しかし、区と契約の受託者が共通認識を持った上で、契約に沿った履行を確保し、その後の履行確認を確実なものにするためには、履行内容が書面上明らかになっていることは必須である。適正な契約の履行を確保するためにも、履行内容の明確化を図った上で、履行の確認を徹底されたい。

### (2) 支出について

政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を超えて支出しているものや、履行完了の検査後、契約の相手方から請求を受けるまで相当日数を経ているものが散見された。支出に関する事務処理は、契約の相手方の利益保護や、予算執行の管理という点からも、慎重を期した処理が求められる。日頃より執行状況の確認を怠ることなく、速やかに支出されたい。

### (3) 契約について

#### ア 契約書等について

仕様書等の記載内容に不備があるものや、契約金額の根拠となる見積書に不備があるものが散見された。また、契約書で規定された契約の相手方から提出を受ける資料が添付されていないものも見られた。適正な履行を確保するためにも、契約や提出資料の内容をよく理解した上で、適切な契約事務の処理に努められたい。

#### イ 契約の履行確認について（重点事項「保守点検委託」以外の契約を含む。）

履行完了後に契約の相手方から提出される実績報告書等を収受する前に、検査欄へ押印しているものが散見された。検査は、履行された内容が契約内容に適合しているかを確認し、代金を支払うための内部統制行為として重要な意味を持つ。検査事務が形骸化することがないように、履行確認は適切かつ確実に行うようにされたい。

### (4) 公金等の管理について

現金出納簿の記帳に誤りや漏れがあるもの、所定の様式を備えていないものが散見された。公金に関する不正や事故は、区政に対する信用の失墜につながることから、厳正な管理が求められる。職員の公金に対する意識を向上させ、日頃からの点検確認を確実にされたい。

今回の監査で指摘した事項及び改善を要望した事項は、過去の監査においても指摘している基礎的な事務処理に係るものが多く、全体的に改善傾向にはあるものの、いまだ、監査結果が十分に活かされているとは言い難い状況であった。重大な結果につながるような事故を未然に防ぐためにも、監査結果の共有、周知及び引継ぎを確実に行った上で、業務改善に活かす必要がある。

区は、今回の監査結果を踏まえ、組織内の相互牽制機能を強化し、内部統制の実効性を高め、より一層適正な事務処理の執行に努められたい。

# 別 表

別表 1 監査委員による定期監査及び決算審査の質問日程・項目

実施月日	対象部局等	質問項目
7月 8日 (月)	会計室	(1) 決算総括説明 (2) 室の決算状況について (3) 現金出納簿の記帳について
	総務部	(1) 部の決算状況について (2) 土地建物貸付収入の推移について (3) 特別区税について (4) 保守点検委託の履行確認について
7月 9日 (火)	総合政策部	(1) 部の決算状況について (2) 財務会計・文書管理等システムの更新について
	選挙管理委員会事務局	(1) 局の決算状況について (2) 保守点検委託の履行について
7月 11日 (木)	福祉部	(1) 部の決算状況について (2) 「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくりについて (3) 介護保険特別会計について
7月 12日 (金)	環境清掃部	(1) 部の決算状況について (2) 地球温暖化対策の推進について (3) 物品の購入における契約事務について
	都市計画部	(1) 部の決算状況について (2) 民間賃貸住宅家賃助成と多世代・次世代育成居住支援について
7月 17日 (水)	子ども家庭部	(1) 部の決算状況について (2) 保育園・子ども園、認可外保育施設の運営費について
	議会事務局	(1) 局の決算状況について
7月 18日 (木)	健康部	(1) 部の決算状況について (2) 国民健康保険特別会計について (3) 住宅宿泊事業法令に基づく監視指導等について
7月 19日 (金)	教育委員会事務局	(1) 局の決算状況について (2) 学校支援体制の充実について
7月 22日 (月)	文化観光産業部	(1) 部の決算状況について (2) 魅力ある商店街の活性化に向けた支援について
	みどり土木部	(1) 部の決算状況について (2) 道路の環境対策（環境に配慮した道づくり・街路灯の省エネルギー対策）について (3) 保守点検委託の契約変更について
7月 25日 (木)	地域振興部	(1) 部の決算状況について (2) スポーツ施設整備基金を活用したスポーツ施設の整備について (3) 東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けた気運醸成（普及啓発）及び区民参画基金について
7月 26日 (金)	総合政策部	(1) 平成30年度の財政運営について （財政指標、財政調整基金等の動向を含む）
	監査事務局	(1) 局の決算状況について

別表2 監査委員による本庁外職場の实地監査日程

実施月日	施設名
5月30日(木)	簗笥町特別出張所 / 角筈特別出張所
6月4日(火)	高齢者いこいの家清風園 / 男女共同参画推進センター

別表3 事務局職員による定期監査日程

対象部局等	実施期間・実施月日
総合政策部	4月9日(火) ~ 4月23日(火)
総務部	4月10日(水) ~ 4月25日(木)
地域振興部	6月3日(月) ~ 6月11日(火)
文化観光産業部	6月13日(木) ~ 6月25日(火)
福祉部	5月8日(水) ~ 5月27日(月)
子ども家庭部	5月17日(金) ~ 5月29日(水)
健康部	6月13日(木) ~ 6月27日(木)
みどり土木部	6月17日(月) ~ 6月26日(水)
環境清掃部	5月10日(金) ~ 5月23日(木)
都市計画部	4月11日(木) ~ 4月26日(金)
会計室	5月23日(木)
議会事務局	6月7日(金)
教育委員会事務局	5月31日(金) ~ 6月11日(火)
選挙管理委員会事務局	5月29日(水)
監査事務局	6月27日(木)

(注) 別表4 に掲げる本庁外職場を除く。

別表4 事務局職員による本庁外職場の实地監査日程

実施月日	施設名
4月 9日 (火)	人材育成センター
4月 26日 (金)	薬王寺地域ささえあい館 / 高齢者いこいの家清風園
5月 8日 (水)	男女共同参画推進センター
5月 9日 (木)	箆笥町特別出張所 / 角筈特別出張所
5月 10日 (金)	四谷特別出張所
5月 13日 (月)	榎町特別出張所
5月 14日 (火)	若松町特別出張所 / 新宿東清掃センター
5月 15日 (水)	新宿清掃事務所
5月 16日 (木)	大久保特別出張所 / 戸塚特別出張所
5月 21日 (火)	落合第一特別出張所
5月 22日 (水)	落合第二特別出張所
5月 27日 (月)	子ども総合センター
5月 28日 (火)	柏木特別出張所 / 牛込保健センター
5月 31日 (金)	四谷保健センター
6月 6日 (木)	東新宿保健センター
6月 7日 (金)	中央図書館
6月 10日 (月)	落合保健センター
6月 14日 (金)	東部工事事務所・公園事務所



令和元年度  
定期監査（前期）結果報告書

令和元年 9 月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町 1-5-1  
電話（03）5273-4579（ダイヤルイン）

印刷物作成番号  
2019-2-5101

この印刷物は、業者委託により 300 部印刷製本しています。その経費として、1 部当たり 120 円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。  
本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。